

岩手県告示第760号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成25年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 大槌町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（安渡地区）
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 大槌町安渡一丁目の一部、安渡二丁目の一部、安渡三丁目の一部、新港町の一部、港町の一部及び大槌第21地割の一部
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成25年10月11日から平成28年3月31日まで